平成15年(行ケ)第128号 特許取消決定取消請求事件(平成16年6月30日口頭弁論終結)

判 原 告 JSR株式会社 (旧商号) ジェイエスアール株式会社 新保克芳 訴訟代理人弁護士 弁理士 同 大島正孝 被 特許庁長官 小川洋 指定代理人 江藤保子 六車江ー 同 -色由美子 同 伊藤三男 同 文

原告の請求を棄却する。 訴訟費用は原告の負担とする。 事実及び理由

第1 請求

特許庁が異議2000-73179号事件について平成15年2月18日に した決定を取り消す。

第2 当事者間に争いのない事実

1 特許庁における手続の経緯

原告は、名称を「感放射線性樹脂組成物」とする特許第3010607号発明(平成4年2月25日特許出願〔以下「本件特許出願」という。〕、平成11年12月10日設定登録、以下、その特許を「本件特許」という。)の特許権者である。

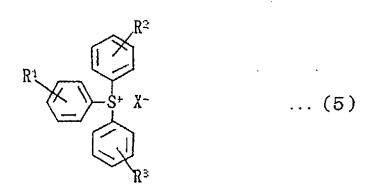
本件特許について、特許異議の申立てがされ、異議2000-73179号事件として特許庁に係属し、原告は、平成14年5月13日、本件特許出願の願書に添付した明細書の特許請求の範囲の記載等について訂正(以下「本件訂正」という。)を求める訂正請求(以下「本件訂正請求」という。)をした。 特許庁は、同事件について審理した結果、平成15年2月18日、「訂正を

特許庁は、同事件について審理した結果、平成15年2月18日、「訂正を認める。特許第3010607号の請求項1ないし3に係る特許を取り消す。」との決定をし、その謄本は、同年3月10日、原告に送達された。

2 本件訂正に係る明細書(以下「本件明細書」という。)の特許請求の範囲記載の発明の要旨

「請求項1】(1)酸性官能基としてフェノール性水酸基またはカルボキシル基を持つアルカリ可溶性樹脂の該酸性官能基の水素原子が、置換メチル基、1一置換エチル基、アルコキシカルボニル基およびアシル基から選ばれる少なくとも1種の酸解離性基で、該酸性官能基に対し15~52%の割合で置換されたアルカリ不溶性または難溶性樹脂で、上記の基が酸解離したときにアルカリ可溶性である樹脂

(2) 下記式(5), (6), (14), (15), (16), (17)または(18)で表される化合物から選ばれる感放射線性酸形成剤,



ここで、R¹、R²およびR³は、同一または異なり、水素原子、アミノ基、ニト

ロ基,シアノ基,炭素数1~4のアルキル基または炭素数1~4のアルコキシ基であり、そしてXはSbF6、AsF6、PF6、BF4、CF3CO2、CIO4、CF3SO3

$$\begin{array}{c|c} SO_5 & R^5 \\ \hline R^5 & SO_3 \end{array}$$

または

を示す。また、 R^4 は水素原子、アミノ基、アニリノ基、炭素数 $1 \sim 4$ のアルキル基または炭素数 $1 \sim 4$ のアルコキシ基であり、 R^5 および R^6 は炭素数 $1 \sim 4$ のアルコキシ基であり、 R^7 は水素原子、アミノ基、アニリノ基、炭素数 $1 \sim 4$ のアルキル基または炭素数 $1 \sim 0$ アルコキシ基である、

$$\begin{array}{c}
R^1 \\
X
\end{array}$$
... (6)

ここで、R¹、R²およびXの定義は上記式(5)に同じである、

$$\begin{array}{c|c}
R^{17} & R^{15} \\
 & -Y - C - SO_2 - X
\end{array}$$
... (14)

ここで、Yは $-\ddot{C}$ -または $-SO_2$ -であり、 R^{15} 、 R^{16} 、 R^{17} および R^{18} は、同一または異なり、炭素数 $1 \sim 4$ のアルキル基またはハロゲン原子であり、そしてuは $0 \sim 3$ の整数である、

$$(NO_2)_{V} \xrightarrow{R^{20}} -CH - OSO_2 - R^{21} \qquad ... (15)$$

ここで、R^{1°}は炭素数1~4のアルキル基であり、R^{2°}は水素原子またはメチル基であり、 R²¹は

$$\mathbb{R}^{22}$$

$$\mathbb{R}^{24}$$

$$\mathbb{R}^{24}$$

$$\mathbb{R}^{24}$$

$$\mathbb{R}^{(CH_3)_2}$$

であり、 (ただし、 R^{2} は水素原子またはメチル基であり、そして R^{2} および R^{2} は、同一または異なり、炭素数 1 ~ 4 のアルコキシ基である)、そして v は 1 ~ 3 の整数である。

ここで、 R^{25} および R^{25} は、同一または異なり、水素原子または炭素数 $1 \sim 4$ のアルキル基であり、そして R^{27} および R^{25} は、同一または異なり、水素原子、炭素数 $1 \sim 4$ のアルキル基または炭素数 $6 \sim 2$ 0のアリール基である、

$$R^{29}$$
 SO_3 -C=N R^{30} ... (17)

ここで、R²³は水素原子または炭素数1~4のアルキル基であり、そしてR³⁰およびR³¹は、同一または異なり、炭素数1~4のアルキル基または炭素数6~20のアリール基であるか、あるいはR³⁰とR³¹とは互いに結合してそれらが結合している窒素原子と一緒になって環を形成していてもよい、

$$(0S0_3CZ_3)_3$$
 ... (18)

ここで、Zはフッ素原子もしくは塩素原子である、 および

(3) 上記アルカリ不溶性または難溶性樹脂(1) 100重量部当り0.00 1~10重量部の、下記式(19)~(23): R³⁸

 $R^{37}-N-R^{39}$ (19) ここで、 R^{37} , R^{38} および R^{39} は、同一または異なり、水素原子、炭素数 1~6のアルキル基、炭素数 1~6のアミノアルキル基、炭素数 1~6のヒドロキシアルキル基または炭素数 6~20の置換もしくは非置換のアリール基であり、ここで R^{3}

⁷とR³⁸は互いに結合して環を形成してもよい。

(式中, R⁴⁰, R⁴¹, R⁴²およびR⁴³は, 同一または異なり, 炭素数 1 ~ 6のアルキル基を示す)

で表される構造の少なくとも1種の構造を分子内に有する含窒素塩基性化合物,を含有することを特徴とする集積回路製造用ポジ型感放射線性樹脂組成物。

【請求項2】酸解離性基が1-置換エチル基およびアルコキシカルボニル基から選ばれる少なくとも1種である請求項1に記載の集積回路製造用ポジ型感放射線性樹脂組成物。

【請求項3】酸解離性基が t ーブチル基, テトラヒドロピラニル基, t ーブトキシカルボニル基および1ーエトキシエチル基から選ばれる少なくとも1種である請求項1に記載の集積回路製造用ポジ型感放射線性樹脂組成物。

(以下, 【請求項1】~【請求項3】の発明を「本件発明1」~「本件発明3」という。)

3 決定の理由

決定は、別添決定謄本写し記載のとおり、本件発明1~3は、いずれも、特 開平2-161436号公報(審判刊行物1·本訴甲7,以下「刊行物1」という。),米国特許第4491628号明細書(審判刊行物2·本訴甲8-1,以下 「刊行物2」という。訳文として、対応特許である特開昭59-45439号公報 〔本訴甲8-2〕を採用),Journal of Photopolymer Science and Technology Vol. 4, No. 3 (1991) pp. 469-472 (審判刊行物3・本訴甲9,以下「刊行物3」とい 特開平2-209977号公報(審判刊行物4・本訴甲10,以下「刊行 物4」という。) , 特開平2-18564号公報 (審判刊行物5・本訴甲11, 以 下「刊行物5」という。)、特開平2-62544号公報(審判刊行物6・本訴甲 12、以下「刊行物6」という。)、特開平2-62544号公報(番刊刊7物6・本計中12、以下「刊行物6」という。)、特開平3-223857号公報(審判刊行物7・本訴甲13、以下「刊行物7」という。)、特開昭63-237053号公報(審判刊行物9・本訴甲15、以下「刊行物9」という。)、特開昭63-237053号公報(審判刊行物10・本訴甲16、以下「刊行物10」といる。)、特開昭64-33546号公報(審判刊行物10・本訴甲16、以下「刊行物10」といる。 う。)及び特開昭63-149640号公報(審判刊行物11・本訴甲17、以下 「刊行物11」という。)記載の発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであって、特許法29条2項の規定により特許を受けることができない ものであり、また、本件特許出願の日前の特許出願であって、その出願後に出願公 開された特願平3-285775号の願書に最初に添付した明細書又は図面(以下 「先願明細書」という。特開平5-127369号公報〔甲18〕参照)記載の発 明(以下「先願発明」という。)と同一であり、本件特許出願の発明者がその出願 前の特許出願に係る上記発明をした者と同一ではなく、また本件特許出願の時にお いて、その出願人が上記特許出願の出願人と同一でもなく、同法29条の2の規定により特許を受けることができないものであり、本件発明1~3に係る本件特許は、拒絶の査定をしなければならない特許出願に対してされたものであるから、特殊は、10日、2011年である。 許法等の一部を改正する法律(平成6年法律第116号)附則14条の規定に基づ 特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令(平成7年 政令第205号)4条1項及び2項の規定により、取り消すべきものとした。 原告主張の決定取消事由

決定は、本件発明1と周知技術との相違点についての判断を誤り(取消事由 1)、本件発明2、3の進歩性の判断を誤り(取消事由2)、また、本件発明1~ 3と先願発明との同一性についての認定判断を誤った(取消事由3,4),ものであるから、違法として取り消されるべきである。

取消事由1 (本件発明1と周知技術との相違点についての判断の誤り) (1) 決定は、本件特許出願前の周知技術として、「(1) 酸性官能基としてフ ェノール性水酸基またはカルボキシル基を持つアルカリ可溶性樹脂の該酸性官能基 の水素原子が、tertーブトキシカルボニル基やtertーブチル基で置換され たアルカリ不溶性または難溶性樹脂で、上記の基が酸解離したときにアルカリ可溶性である樹脂、および(2)感放射線性酸形成剤を含有することを特徴とする集積回路製造用ポジ型(注、『ボジ型』とあるのは、誤記と認める。以下同じ。)感放 射線性樹脂組成物」(決定謄本24頁最終段落~25頁第1段落)を、本件発明1 と周知技術との一致点として、「(1)酸性官能基としてフェノール性水酸基また はカルボキシル基を持つアルカリ可溶性樹脂の該酸性官能基の水素原子が、1-置 換エチル基およびアルコシキカルボニル基から選ばれる少なくとも1種の酸解離性 基で置換されたアルカリ不溶性または難溶性樹脂で、上記の基が酸解離したときに アルカリ可溶性である樹脂、および(2)感放射線性酸形成剤を含有する集積回路 製造用ポジ型感放射線性樹脂組成物」(同25頁第2段落)である点を、相違点と して、「(ア):酸性官能基に対する酸解離性基による置換率を『15~52%』と している点(注,以下「相違点ア」という。)。(イ):感放射線性酸形成剤を, 『式(5),(6),(14),(15),(16),(17)または(18)で表される化合物 から選ばれる』としている点(注,以下「相違点イ」という。)。(ウ):『上記ア ルカリ不溶性または難溶性樹脂(1)100重量部当り0.001~10重量部 の、式(19)~(23)で表される構造の少なくとも1種の構造を分子内に有する含窒素塩基性化合物』を含有する点(注、以下「相違点ウ」という。)」(同段落) を認定した上、相違点ア、イは、本件特許出願前に既に周知の事項であり、当業者 が創意を要するものではなく、相違点ウは、「刊行物9ないし11に記載された発明に基づいて、当業者が容易に発明をすることができた」(同31頁第4段落)、 相違点ア~ウの組合せについて、「本件明細書をみても、上記(ア)ないし(ウ)の点 (注,相違点ア~ウ)を組み合わせたことにより、予期し得ない格別な作用効果を 奏しているとする根拠もみいだせない」(同頁下から第3段落)と判断した。 決定の周知技術の認定並びに本件発明1と周知技術との一致点及び相違点 ア〜ウの認定は認めるが、相違点ア〜ウについての判断は、誤りである。

(2) 化学増幅型ポジ型レジストと含窒素塩基性化合物との組合せを阻害する要因

決定は、本件特許願当時、化学増幅型ポジ型レジストにおいて、塩基性化合物の存在が悪影響をもたらすものと理解されていたことを無視するものである。 化学増幅レジストの化学増幅反応は、

1)
$$Ph_3S^{\oplus}SbF_6^{\ominus} \xrightarrow{h\nu} H^{\oplus}SbF_6^{\ominus} + その他$$

2)
$$(CH_2 - CH)_n$$
 H^{\oplus} $(CH_2 - CH)_n$ OH $(f^{\circ} y)(p-t)^{\circ} r^{\circ} r^{$

の二つの工程から成る。上記 1)の工程(以下「工程 1 」という。)は、酸発生剤(この場合、 $Ph3S^{\oplus}SbF6^{\Theta}$ が光($h\nu$)により分解して酸(H^{\oplus})を発生する反応であり、上記 2)の工程(以下「工程 2 」という。)は、酸(H^{\oplus})を触媒とする酸解離性基(この場合、t ーブチルカーボネート基: $-O-C-O-C(CH_3)_3$

○ の熱分解(90°C)によりフェノール性水酸基(-OH)を生成する反応である。その結果,工程2の左辺のアルカリ不溶性の樹脂(ポリ(p-t-7チルオキシカルボニルオキシスチレン))が右辺のアルカリ可溶性の樹脂(ポリ(p-tドロキシスチレン))に変換されるため,現像液(アルカリ)に対する露光部の溶解速度に変化が生じ,像が形成される。工程2の反応では,左辺のアルカリ不溶性樹脂に一つの H^{\oplus} (矢印上の H^{\oplus})が作用した結果,右辺の生成物中に再び一つの H^{\oplus} が生成し,理論的には H^{\oplus} は消費されず,繰り返して反応に関与し続けることから,酸(H^{\oplus})の作用が増幅されるので,化学増幅といわれている。このような反応をする化学増幅型ポジ型レジストにおいて,含窒素塩基性化合物、例えばアミンが存在すると,塩基性化合物であるアミンは,酸と容易にし、のよいは工程2の反応で生成した酸(H^{\oplus})と反応し,工程2の反応の進行を妨げるるいは工程2の反応で生成した酸(H^{\oplus})と反応し,工程2の反応の進行を妨げ幅型ポジ型レジストにおいては,塩基性化合物は,光酸発生剤から発生した酸を中可能になったりする悪影響をもたらすものとして知られていた(H^{\oplus})である。したがかわらず、決定はこれを看過したものというべきである。

(3) 相違点ア 刊行物 4, 7及び8(甲10,11,13及び14)のいずれにも 含窒素塩基性化合物を含む化学増幅型ポジ型レジスト組成物については、何ら記載 されていない。含窒素塩基性化合物を含有しない化学増幅型レジストで知られてい た酸性官能基の酸解離性基による置換率を、含窒素塩基性化合物を含有する化学増 幅型レジストにおける置換率として知られていたとすることはできない。しかも、 7及び8には、レジストが基板に対し密着性が優れていることが記載さ れているが、含窒素塩基性化合物を含む本件発明1の化学増幅型レジスト組成物 は、接着性(密着性)のみならず、上記刊行物には何ら記載されていないパターン 形状、フォーカス許容性にも優れている。したがって、相違点アに係る構成は、含窒素塩基性化合物を含む化学増幅型レジスト組成物において、本件特許出願前に周 知事項とはいえない。また、決定は、「本件明細書中には、特に置換割合を『15 ~52%』とすることによる技術的意義、あるいはそれにより得られる格別な効果 があると認めるに足りる記載はない」(決定謄本27頁第3段落)と認定したが、 含窒素塩基性化合物を含有する化学増幅型レジストにおいて、上記置換率を採用す ることにより基板との密着性や接着性のみならず,従来知られていない優れたパタ -ン形状やフォーカス許容性を達成できたのであるから、置換率を「15~52 %」とすることによる技術的意義がないということはできない。このような優れた 効果は、本件特許出願の願書に最初に添付した明細書(乙3、以下「当初明細書」 という。)に記載されるとおり、置換率が15%以上であれば達成できるし、52 %という上限値の技術的意義についても、原告従業員A作成の平成14年4月26 日付け実験成績書(甲19、以下「甲19実験成績書」という。)に示されてい る。

(4) 相違点イ 決定が、相違点イについての判断において引用する刊行物2,4,7及び8(甲8-1,10,13及び14)には、含窒素塩基性化合物を含まない化学増幅型ポジ型レジスト組成物が開示されているにすぎない。したがって、含窒素塩基性化合物を含む化学増幅型ポジ型レジスト組成物において、本件発明1で用いられる特定の感放射線性酸形成剤が周知であったとすることはできない。

(5) 相違点ウアー 決定が、相違点ウについての判断において引用する刊行物9(甲15)に記載されているポジ型感放射線性樹脂組成物は、アルカリ可溶性樹脂を用いる非

刊行物10(甲16)に記載のフォトレジスト組成物は、アセタール又 はケタール部分に結合したメチロール基又は置換メチロール基によって封鎖された イミド基を有する重合体を用いる化学増幅型レジスト組成物であって、本件発明1 イミト奉を有する単言体を用いる化子垣間空レンへ下租成物にあって、本口であったは使用する樹脂が全く相違する。また、その製造法によれば、イミド基の封鎖割合は、実質100%であるのに対し、本件発明1では、フェノール性水酸基又はカルボキシル基が酸解離性基で封鎖された封鎖率(置換率)が15~52%の樹脂が用いられるから、両者は、酸解離性基による封鎖率(置換率)も相違する。刊行物 10には、少量の塩基性化合物のレジストへの使用が開示されているが、 の塩基性物質は、レジスト中に存在する痕跡の酸あるいは貯蔵中に発生する痕跡の 破場を掃去すること、及び基板への塗布後、レジスト被膜から容易に除去される程度に揮発性である場合に最も有利であり、そのことにより、その後の処理の間にレジストが完全に感光性にされることも開示されている。したがって、刊行物10は、露光時にレジスト被膜中に塩基性化合物が存在することによる積極的な効果を開示するものではなく、塩基性化合物の存在により優れたパターン形状やフォーカス許っている。 容性を示すことは何ら示唆していない。刊行物10に記載された塩基性化合物は、 本件発明1で用いられる塩基性化合物と重複しているが、刊行物10では、酸の痕 跡を中和する程度の少量を用いるにすぎず、本件特許出願当時、化学増幅型レジス トにおいて、塩基性化合物は、わずか〇、2 p p m の存在によっても甚大な悪影響 を起こすことが知られていた(甲5)ことからすると、少量とは、本件発明1の使用量の下限値である0.001%、すなわち10ppmよりも、更に少ない量であると認められる。本件発明1は、含窒素塩基性化合物をアルカリ不溶性又は難溶性 樹脂に対し10ppm (樹脂100重量部に対し0.001重量部に相当する。) 以上含有させることにより、従来技術では達成されなかった優れたパターン形状や フォーカス許容性を達成できたものであり、刊行物10から想到することはできな いものである。

ウ 刊行物 1 1 (甲 1 7) に記載された感光性組成物は、平版印刷版に用いられ、この組成物は、活性光線の照射により酸を発生し得る化合物(酸発生化合物)、当該酸により分解し得る結合を少なくとも一つ有する化合物、及び当該酸を捕捉し得、かつ、活性光線の照射により分解しないアミン化合物を含有する。しかしながら、刊行物 1 1には、酸発生化合物として、本件発明 1 で用いられる特定の感放射線性酸形成剤、及び酸分解性化合物として本件発明 1 で用いられる、酸性官能基に対する酸解離性基による置換率 1 5 ~ 5 2 %のアルカリ不溶性又は難溶性樹脂は、いずれも開示していない。また、刊行物 1 1 の感光性組成物は、平版印刷版を製造するためのもので、集積回路とは全く相違する。刊行物 1 1 は、アミン化合物

を使用することにより、露光後の感度(クリア感度で評価)の安定性が高く、小点の再現性、調子再現性に優れるという、平版印刷版としての利点を開示しているにすぎず、本件発明1の集積回路製造用ポジ型レジスト組成物が優れたパターン形状 やフォーカス許容性を示すことを何ら示唆していない。

(6) 顕著な作用効果

(2) 及び(3) の3 本件発明1における. 【請求項1】記載の(1), 成分の組合せに係る集積回路製造用ポジ型レジスト組成物は、本件特許出願当時の技術水準から、その組合せが当業者に予測し難く、しかも、この組合せによって優れたパターン形状やフォーカス許容性が達成されることは、当業者が予期し得ない顕著な作用効果であることが明らかである。

取消事由2(本件発明2,3の進歩性の判断の誤り)

本件発明2、3は、本件発明1における酸解離性基を更に特定したものであ るから,本件発明1と周知技術との相違点についての決定の判断が誤りである以 上,これを前提とする本件発明2,3の進歩性の判断も誤りである。

取消事由3 (本件発明1と先願発明との同一性についての認定判断の誤り) (1) 決定は、本件発明1と先願発明との一致点として、「(1) 酸性官能基と してフェノール性水酸基を持つアルカリ可溶性樹脂の該酸性官能基の水素原子が、 アルコキシカルボニル基で置換されたアルカリ不溶性または難溶性樹脂で、上記の 基が酸解離したときにアルカリ可溶性である樹脂、(2)感放射線性酸形成剤、 よび (3) 下記式(19)~(21)・・・で表される構造の少なくとも一種の構造を 分子内に有する含窒素塩基性化合物、を含有する集積回路製造用ポジ型感放射線性 樹脂組成物」(決定謄本34頁最終段落)である点を認定し、先願明細書(甲18)には、本件発明の「a: (1)の樹脂について、酸性官能基に対する酸解離性基による置換率を置換割合を『15~52%』と特定している点(注,以下「aの 点」という。)。b: (2)の感放射線性酸形成剤について、『下記式(5)、(6)、(14)、(15)、(16)、(17)または(18)(式および式中の説明については、前項に記載したので省略する。)で表される化合物から選ばれる』と特定しているよくは、 ている点(注,以下「bの点」という。)。c:(3)の含窒素塩基性化合物の含 有率について、『上記アルカリ不溶性または難溶性樹脂(1)100重量部当り 0.001~10重量部』と特定している点(注,以下「cの点」という。)」 (同頁最終段落~35頁第1段落)について具体的な記載がないが、a, bの点 は、周知技術であり、cの点は、先願明細書記載の「微量」(段落【OOO7】) と実質的に同一であるから、本件発明1と先願発明とは実質的に同一であると判断 したが、誤りである。

(2) a の点

刊行物4,5(甲10,11)には,ポリビニルフェノールのフェノール 基の「15~40%」及び「5~35%」をtーブトキシカルボニル基で保護した 樹脂を用いることがそれぞれ開示されているが、これらは、いずれも含窒素塩基性 化合物を含まない化学増幅型レジスト組成物を開示したものにすぎない。また、先 願明細書には、ポリビニルフェノール基のtーブトキシカルボニル基による保護率 (置換率)については何ら記載されていない。したがって、aの点は、本件特許出 願当時の技術水準から、含窒素塩基性化合物を含有する化学増幅型レジスト組成物 において、周知技術とはいえず、また、先願明細書(甲18)に置換率の具体的数値の記載はないから、先願明細書に記載されているとはいえない。

(3) bの点

本件発明1で用いられる特定の感放射線性酸形成剤は、含窒素塩基性化合 物を含有しない化学増幅型レジスト組成物において知られていただけで、それを含 窒素塩基性化合物を含有する化学増幅型レジスト組成物に使用できることが知られ ていたとはいえないから,bの点は,本件特許出願当時において周知であったとは いえない。

(4) c の点

先願明細書(甲18)には、「微量」(段落【0007】)とあるだけで 具体的数値の記載はない。本件発明1によれば、含窒素塩基性化合物を、cの点に 係る割合で,特定のアルカリ不溶性又は難溶性樹脂及び特定の感放射線性酸形成剤 と一緒に用いることによって、先願明細書に記載されていない優れたパターン形状 及びフォーカス許容性を達成することができたのであるから、含窒素塩基性化合物 の含有量と直結した表現ではないとはいえ、含有量をcの点のように特定した技術 的意義は十分に存在するのであるから、 c の点が先願明細書に記載されているとは いえない。

- (5) 以上のとおり、本件発明1は、先願発明とa~cの点で相違し、これらの点は周知事項ではなく、本件発明1の優れた効果をもたらす点で技術的意義を有するから、本件発明1は先願発明と実質的に同一ではない。
- 4 取消事由 4 (本件発明 2, 3 と先願発明との同一性についての認定判断の誤り)

本件発明2,3は,本件発明1における酸解離性基を更に特定したものであるから,本件発明1と先願発明との同一性についての認定判断が誤りである以上,これを前提とする本件発明2,3と先願発明との同一性についての認定判断も誤りである。

第4 被告の反論

決定の認定判断に誤りはなく、原告主張の取消事由はいずれも理由がない。 1 取消事由 1 (本件発明 1 と周知技術との相違点についての判断の誤り) について

(1) 化学増幅型ポジ型レジストと含窒素塩基性化合物との組合せを阻害する要因について

平成元年6月26日工業調査会発行,フォトポリマー懇話会編「フォトポリマーハンドブック」70頁~76頁(Z1,以下「Z1刊行物」という。)の「1.5酸触媒と化学増幅効果を利用したレジストの高感度化」の章によれば,刊行物10,11(甲16,17)に記載されたポジ型レジストが,化学増幅型ポジ型レジストであることが明らかであり,刊行物10には,貯蔵の間の安定化のために含窒素塩基性化合物を添加することが,それぞれ記載されている。また,のために含窒素塩基性化合物を添加することが,それぞれ記載されている。また,特開平2-296250号公報(Z2,以下「Z2公報」という。)に記載される特開平2-296250号公報(Z2,以下「Z2公報」という。)に記載される。 なが,化学増幅型ポジ型レジストにおいては,含窒素塩基性化合物の存在による感放射線性酸形成剤から発生した酸(Z1、以下の中和は、レジストに悪影響を及ぼすものではなく,むしろパターン形状を良好にするものである。

以上のとおり、化学増幅型ポジ型レジストに関し、刊行物10には、貯蔵の間の安定化のために含窒素塩基性化合物を添加することが、また、刊行物11には、露光後の感度の安定化のために含窒素塩基性化合物を添加することがそれぞれ記載され、さらに、乙2公報には、酸発生剤から発生した酸がアミンで中和されることを利用して、パターン形状を良好にすることが記載されているのであるから、化学増幅型ポジ型レジストと含窒素塩基性化合物との組合せを阻害する要因があるということはできない。これらの記載からみて、原告の上記第3の1(2)の主張が失当であることは明らかである。

(2) 相違点アについて

(3) 相違点イについて

審判における原告の平成14年5月13日付け特許異議意見書(乙7,以下「乙7意見書」という。)によれば、本件発明1において、刊行物1~9(甲7~15)記載の発明と同一であるとの取消理由を回避するためにされた訂正により感放射線性酸形成剤が限定されたことが明らかであり、同限定に技術上の意義がないことは明白である。

(4) 相違点ウについて

ア 刊行物9(甲15)には、アルカリ可溶性樹脂と1、2ーキノンジアジド化合物とからなるポジ型レジストを溶剤に溶解して長期間保存すると、アルカリ

可溶性樹脂の劣化及び1,2ーキノンジアジド化合物の変質が徐々に進み,感度火化,異物の増加等を起こす問題があり,これを解決するために,アルキルアシン及び含窒素複素環式化合物から選ばれる少なも1種類の含窒素化合物を0.001~5重量であることが記載されており,同記載から,長期間の保存中における1,アリールアミン,下ラルキルアミン,アリールアミン,アリールアミン,アラルキルアミン,アリールアミン,アラルキルアシン及び含窒素複素環式化合物から選ばれる少なくころである。そう,感放りませてある。から、感放射線性酸形成剤の一種である。から、感放射線性酸形成剤の一種である。から、感放射線性酸形成剤の一種である。とにおいても大り、である。というである。というである。というである。というである。というである。というである。というである。というである。というである。

イ 刊行物10(甲16)記載のポジ型レジストは、樹脂は異なるが、本件発明1と同様の化学増幅型ポジ型レジストであり、置換率に関する記載はないものの、本件発明1における置換率の範囲「15~52%」に技術的意義がないことは、上記(2)のとおりである。さらに、刊行物10には、揮発性である場合に最も有利であると記載されているのであって、それ以外の場合に使用できないわけではない。本件特許出願当時、塩基性化合物が悪影響を与えるものとして認識されていたとの前提が誤りであることは上記のとおりであって、化学増幅型ポジ型レジストにおいて、露光後の感度の安定性を高くする目的で、塗布後もレジスト被膜に存在すおいて、露光後の感度の安定性を高くする目的で、塗布後もレジスト被膜に存在することを前提として、レジスト中にアミン化合物を含有させることは、本件特許出願前に既に公知である。したがって、少量とは、本件発明1の使用量の下限値である0.001%、すなわち10ppmよりも更に少ない量であるとする原告主張は失当である。

ウ 本件発明1で用いられる感放射線性酸形成剤は、いずれも化学増幅型ポ び有機金属/有機ハロゲン化合物も活性光線の照射の際に酸を形成又は分離する活 性光線感受性成分であり、本発明の酸発生化合物として使用することができる」 (2頁右上欄最終段落)と記載されており、刊行物11記載の「酸発生化合物」に 本件発明1で用いられる感放射線性酸形成剤が包含されることは明らかである。ま 刊行物11記載の樹脂が3成分系であり、本件発明1のものが2成分系である 違いはあるものの、両者は、共に化学増幅型ポジ型レジストであるから、当業者が、刊行物11に記載された技術的事項を、2成分系ポジ型レジストにおいて適用する程度のことは、容易に想到し得ることである。さらに、刊行物11には、露光後の感度の安定性の低さをアミン化合物を含有する感光性組成物により改善すると いう目的が記載されており、これは、本件発明1における、「感度は良好であるが、安定性に問題があり、例えば放射線照射から現像までの時間や放射線照射後の 加熱温度の違いなどにより性能が大きく変化するという問題がある」(甲3の段落【0003】)という課題と同じである。そうすると、化学増幅型ポジ型レジストである点は共通しているのであるから、2成分系のレジストにおいても、露光後の 安定性を向上させることを目的として、刊行物11に記載された技術手段を適用する程度のことは、当業者が容易にし得ることである。しかも、刊行物11に記載の アミン化合物は、本件発明1における含窒素塩基性化合物と一致するばかりでな 「感光性組成物の固形分の全重量に対して〇. 1重量%~10重量%が適当で ある」(5頁右上欄第1段落)との記載からみて、添加量においても格別異なるものではない。また、乙2公報には、化学増幅型ポジ型レジストにおいては、放射線 照射により発生した酸がアミンにより中和される現象を利用して、レジスト膜の形状を良好にし得ることが記載されている。そうすると、当業者であれば、露光後の安定性ばかりでなく、パターン形状も向上するであろうことは、容易に予期し得る ことである。

(5) 顕著な作用効果について 本件発明1における、【請求項1】記載の(1), (2)及び(3)の3 成分は、非常に広範囲の物質を含むものであり、特定の組合せが明記されているも のではないし、これらの樹脂あるいは化合物を個々の物質として示す場合には無数の物質群となり、その組合せも無数に存在するものである。他方、本件明細書(甲3)の発明の詳細な説明における実施例は、わずか3例のみであり、仮に、実施例の効果が認められるとしても、本件発明1の無数の組合せのすべてにおいて、同様の作用効果が奏されることを裏付けるに足りるものではない。また、(3)の成分の添加量に関しても、発明で特定する範囲は、「0.001~10重量部」という広範囲にわたるのに対し、実施例では、ポリマー10gに対して、ニコチン酸g」下を「0.02g」添加した実施例1、3と、チアベンダゾールを「0.03g」添加した実施例2の、オーダー的にはほとんど変わらない2例のみであり、本件発明1で特定する上記範囲のすべてにおいて、本件発明の作用効果を奏することは、何ら裏付けられていない。

2 取消事由2(本件発明2, 3の進歩性の判断の誤り)について

本件発明1と周知技術との相違点についての決定の判断に誤りがないことは、上記1のとおりであるから、その誤りを前提とする原告の取消事由2の主張も、理由がない。

- 3 取消事由3 (本件発明1と先願発明との同一性についての認定判断の誤り) について
 - (1) a の点について

本件発明1において、本件発明1における置換率の範囲「15~52%」 に技術的意義がないことは、上記1(2)のとおりである。

(2) bの点について

本件発明1において、感放射線性酸形成剤の限定に技術上の意義がないことは、上記1(3)のとおりである。

(3) cの点について

本件発明1における、「樹脂100重量部当り、0.001~10重量部」という範囲は、極めて広範囲であって、先願明細書(甲18)に記載された「微量」も、当然にこの範囲に含まれるものであるから、実質的な相違があるとすることはできない。

- (4) 以上のとおり、本件発明1と先願発明とは実質的に同一であるとした決定の判断に誤りはなく、原告の取消事由3の主張は理由がない。
- 4 取消事由4(本件発明2,3と先願発明との同一性についての認定判断の誤り)について

本件発明1と先願発明との同一性についての決定の認定判断に誤りがないことは、上記3のとおりであるから、その誤りを前提とする原告の取消事由4の主張も、理由がない。

第5 当裁判所の判断

- 1 取消事由 1 (本件発明 1 と周知技術との相違点についての判断の誤り) について
- (1) 化学増幅型ポジ型レジストと含窒素塩基性化合物との組合せを阻害する要因について

ア 原告は、本件発明1と周知技術との相違点についての決定の判断は、化 学増幅型ポジ型レジストと含窒素塩基性化合物との組合せを阻害する要因を看過し た誤りがある旨主張するので、検討する。

刊行物11(甲17)には、「活性光線の照射により酸を発生し得る化 該酸により分解し得る結合を少なくとも1つ有する化合物、および該酸を捕 捉し得るかつ活性光線の照射により分解しないアミン化合物を含有することを特徴 とする感光性組成物」(特許請求の範囲の請求項1), 「ポジ型感光性組成物としては、活性光線の照射により酸を生成する第1の反応と、生成した酸による第2反 応、すなわち酸分解反応とにより、露光部が現像液に可溶化するという原理を利用 したものが種々知られている。・・・これらの感光性組成物はいずれも、露光後直ちに現像した場合と、露光後しばらくしてから現像した場合とで感度が異なる、す なわち露光後の感度の安定性が低かった。露光後の感度の安定性を向上させるた め、光照射によりラジカル禁止種を発生する化合物を添加する技術が特開昭61-167945号公報に開示されているが、感度の安定性は未だ充分とはいえず、更 に改良が望まれていた」(1頁右下欄第2段落~2頁左上欄第1段落),「本発明 の目的は、露光後の感度の安定性が高く、小点(小さい網点)の再現性、調子再現 性が優れた感光性平版印刷版、およびそれに用いられる感光性組成物を提供することにある」(2頁左上欄第2段落)、「本発明の酸発生化合物としては、各種の公 知化合物及び混合物が挙げられる。例えばジアゾニウム塩、ホスホニウム塩、スルホニウム塩、及びヨードニウムのBF4、PF6、SbF6、SiF6、CIO4でなどの塩、有機ハロゲン化合物、オルトキノンージアジドスルホニルクロリド、及 び有機金属/有機ハロゲン化合物も活性光線の照射の際に酸を形成又は分離する活 性光線感受性成分であり、本発明の酸発生化合物として使用することができる。原 理的には遊離基形成性の光開始剤として知られるすべての有機ハロゲン化合物は、 スロゲン化水素酸を形成する化合物で、本発明の酸発生化合物として使用することができる」(同頁右上欄最終段落)、「本発明のアミン化合物とは、本発明の酸発生化合物から発生した酸を捕捉し得る性質を有するものであり、波長が500nm以上の光を吸収しないアミン化合物である。具体的にはメチルアミン、ジメチルア ミン、トリメチルアミン、エチルアミン、・・・ピペラジン、尿素などが挙げられる。・・・本発明の感光性組成物の固形分の全重量に対して 0.1 重量%~10重 量%が適当である」(4頁右下欄最終段落~5頁右上欄第1段落),「本発明によ り、露光後の感度の安定性が高く、小点の再現性、調子再現性に優れ、かつ感光性平版印刷版を長期生保存した後にも感度を安定化する効果が減少しない感光性平版 印刷版、およびそれに用いられる感光性組成物が得られた」(7頁右上欄第2段 落)との記載がある。

また、Z1刊行物には、「1.5.2 3成分系レジスト(3Component System, 3CS) 基本的には基材高分子、光酸発生剤および感酸物質からなり光によって発生した酸を触媒として感酸物質が反応しポリマーの溶解性などが変化し、ポジ型あるいはネガ型レジストが得られる。この際、光照射後の加熱プロセスにより酸触媒反応が促進され高感度化され、これを化学増幅と呼んでいる」(7.1頁下から第2段落)、「1.5.3 Photodeblocking型 高分子中で現像液にたいする溶解性を支配している官能基をブロックして不溶性にしておき、光によって生成した酸によりブロックをはずしてポリマーの溶解性を復元させる機構のレジストである」(7.4頁最終段落~7.5頁下から第2段落)との記載が、Z2公報には、「従来の化学増幅型レジストにあっては、例えば、光強度のコントラストが低下するの、3.5 μ m程度のパターンルールの場合において十分なパターン形状が得られな

いという問題点があった。第3図は、従来の化学増幅型レジスト塗布膜を露光した場合の変化を見たものであるが、露光後のベークを行なって酸を拡散させても、第4図に示すように、パターン形状は良好でない」(2頁右上欄第1段落~第2段落)、「[作用] 一般式

R-C-O-N=C $\parallel O \qquad \qquad R'$

これらの記載によれば、本件特許出願前から、活性光線などの光を照射することにより、酸を発生する物質を含有し、発生した酸によって、アルカリ性溶液に対する溶解度が変化する高分子物質を基材とした感光性組成物が、化学増幅型レジスト組成物として知られていたこと、刊行物10、11に記載されたものが、それぞれ化学増幅型ポジ型感光性レジスト及び化学増幅型ポジ型感光性組成物には、貯蔵の間の安度とが、であることが、刊行物11には、露光後の感感としために含窒素塩基性化合物を添加することが、それぞれることを変定化のために含窒素塩性化合物を添加することが、それぞれる記載とを見らして、パターン形状を良好によるということはであるところ、集積回路では、のオーダーにおいて、通常の印刷技術とは異なるも方にの本質が印れるに、アかせない複雑、微細なパターンのレジスとは異なるも、ののよりにおいて、のものであることは周知であるということはである。に何らの困難性は見いだせない。「原告は、甲4~6を引用して、化学増幅型ポジ型レジストにおいては、原告は、甲4~6を引用して、化学増幅型ポジ型レジストにおいて、

イ 原告は、甲4~6を引用して、化学増幅型ポジ型レジストにおいては、 塩基性化合物は、光酸発生剤から発生した酸を中和してTートップ皮膜を形成し、 フォトスピードがかなり遅くなったり、現像が不可能になったりする悪影響をもた らすものとして知られていたと主張する。

そこで、更に検討すると、確かに、甲4(SPIE PROCEEDINGS Advances in Resist Technology and ProcessingVIII、Vol. 1466、March 1991、pp2-12)には、「我々は、t-BOC/オニウム塩レジストシステムの性能は有機塩基から発生する蒸気によって激しく低下せしめられることを発見した。・・・ネガティブトーンシステムの場合、レジストと空気の界面に皮膜の生る。一方、ポジティブトーンシステムの場合、レジストと空気の界面に皮膜の生る。一方、ポジティブトーンシステムの場合、レジストと空気の界面に皮膜の生が見られる。両効果とも、光生成された酸が空中の有機塩基によって中和されるによって生ずる」(訳文1頁)との記載が、甲5(同IX、Vol. 1672、March 1992、pp46-55)には、「『化学増幅』システムにおいて、例えばポリー(t-BOC-スチレン)。またはポリー(t-BOC-スチレン)。またはポリー(t-BOC-スチレン)。またはポリー(t-BOC-スチレン)を含有するレジストでは露光との見の遅延時間が長くなり、結果としたのようでは露光となり、おり、これにおける t-BOC基の非ブロファイルが表面に形成される。まず、下記を区別したい。A. PACの分散または塩基性汚染物といった『内部

B. 汚染物の外部根源、すなわち、空気中の塩基」(訳文2頁 な』レジスト要因 「塩基の作用をシミュレートするために、少量のメチルジエタ 下から第2段落), ノールアミンをレジスト液に添加した。図3から分かるように、たった〇、2pp mでもレジストのフォトスピードにかなりの影響を及ぼした。このシステムの遅延 の問題は塩基の添加によって強化された。塩基を含んだレジストは1時間経っただ けで現像不可能となる」(訳文6頁下から第3段落~第2段落)との記載が、甲6 (同pp24-32) には、「酸触媒作用に基づいた数多くの化学増幅レジストは、微量の 空中浮遊有機汚染物質に対して極度に敏感である。・・・例えば、空中に浮遊しているN、Nージメチルアニリンは、100ppbをかなり下回る量で存在していても、TBOCレジストの感放射線性を大幅に低下させることが明らかとなった。マ イクロ電子機器の製造において有機フィルムのキャスティングおよびストリッピン グに広く用いられている1ーメチルー2ーピロリドン(Nーメチルピロリドンまた はNMP)は、CAレジストを劣化させるもう1つの物質であることが判明した」 (訳文1頁第1段落~最終段落)との記載がある。そうすると、甲4には、化学増幅反応を示すレジストシステムの性能は、有機塩基から発生する蒸気によって激し く低下されること、光生成された酸が空気中の有機塩基によって中和されることに よりレジストと空気の界面に皮膜を生成することが、甲5には、化学増幅システム において、露光と、露光後の焼成との間の遅延時間が長くなると「Tートップ」形 状が表面に形成されるが、その原因としてレジスト中に塩基性汚染物が存在するこ この塩基性汚染物の作用をシミュレートするため、レジストに少量のメチルジ エタノールアミンを添加したところ、レジスト溶液中に〇. 2ppmの添加により 光照射速度がかなり遅くなり、1時間の経過で現像が不可能となることが、甲6に は、化学増幅レジストは微量の空中浮遊有機汚染物質に対して極度に敏感であるこ とが開示されているものと認められる。

しかしながら、他方において、刊行物10、11に記載されたものが、それぞれで、世には、野蔵光性レジスト及び化学増幅型ポジ型感光性組成物に相当するものであることが、刊行物10には、貯蔵の間の安定化のために含窒素塩を出たる物を添加することが、乙2公報には、酸発生剤から発生した酸がアロッカのであることが、乙2公報には、酸発生剤から発生した酸がであることが、乙2公報には、酸発生剤が、発生したで、1 にと称けているは、上記アのとおりである。以上の点に、甲4~6が、1 にと称する学会が主催する第8回と第9回の会議において、2名の報告者と、1 にと称する学会が主催する第8回と第9回の会議において、2名の報告者と、1 にと称する学会が主催する第8回と第9回の会議であいことを併せ考えるとの表記である。1 によりされた報告にいるとの上記記載があっても、刊行物10、11及び乙2公報に開発する。1 によりとできない。4 に対したものと認めることはできない。

(2) 相違点アについて

ア 原告は、相違点アに係る構成は、含窒素塩基性化合物を含む化学増幅型レジスト組成物において、本件特許出願前に周知事項とはいえないと主張する。かしながら、決定は、化学増幅型ポジ型レジスト組成物において、酸性官能基及であることは、刊行物4,5,20であるで記載されているとおり、本件特許出願前に既に周知の技術事項であるとして、含窒素塩基性化合物を含む化学増幅型レジスト組成物において周の技術事項であると認定したものではないから、原告の上記主張は、その前提に対する酸解離性基による置換率が左右される格別の理由は見当たらないからに対する酸解離性基による置換率が左右される格別の理由は見当たらないとする合理的理由はなく、原告の上記主張は理由がない。

率に適用できないとする合理的理由はなく、原告の上記主張は理由がない。 イ さらに、原告は、「15~52%」の置換率を採用することにより基板との密着性や接着性のみならず、従来知られていない優れたパターン形状やフォーカス許容性を達成できたのであるから、上記置換率とすることによる技術的意義がないということはできず、52%という上限値の技術的意義については、甲19実験成績書に示されていると主張する。

しかしながら、本件特許出願において、酸性官能基に対する酸解離性基 による置換率について、当初明細書(乙3)では、特許請求の範囲にその記載はな

く、発明の詳細な説明に「置換基Bは、樹脂(A)の全酸性官能基に対し、好まし くは15~100%, さらに好ましくは30~100%導入する」(段落【002 5】) と記載されていたものであるところ、平成10年11月27日付け手続補正書(乙4)により、特許請求の範囲に、「【請求項1】・・・少なくとも1種の酸 解離性基で、該酸性官能基に対し15~63%の割合で置換されたアルカリ不溶性 または難溶性樹脂」と、発明の詳細な説明に、「置換基Bは、樹脂(A)の全酸性 官能基に対し、15~63%、好ましくは30~63%導入する」(段落【002 3】)と記載するよう補正され、次いで、本件訂正請求により、上記第2の2のとおり、特許請求の範囲の上記記載を「【請求項1】・・・少なくとも1種の酸解離 性基で、該酸性官能基に対し15~52%の割合で置換されたアルカリ不溶性また は難溶性樹脂」と減縮し、これに伴い、発明の詳細な説明の上記「15~63%、 好ましくは30~63%」との記載を「15~52%、好ましくは30~52%」 と訂正したものである。上記手続補正書に伴って提出された原告の平成10年11 月27日付け意見書(乙5)及び本件訂正請求に伴って提出された乙7意見書によ れば、上記減縮は、拒絶理由が引用する先願明細書(甲18)及び特願平3-35 3015号に開示された置換率との同一性を回避する目的でされたものであり、そ れ以上の技術的意義を認めるに足りる証拠はないから、「15~52%」の置換率 を採用することの技術的意義を認めることはできない。また、甲19実験成績書に 基づく原告の主張は、本件明細書の記載に基づかない主張である上、甲19実験成 績書は,本件発明1における置換率の上下限値である15%と52%に臨界的意義 があることを示しているものとも認められないから、採用することができない。

(3) 相違点イについて

原告は、決定が引用する刊行物 2、4、7及び 8(甲 8 - 1、10、13及び 14)には、含窒素塩基性化合物を含まない化学増幅型ポジ型レジストが開示されているにすぎないから、含窒素塩基性化合物を含まない化学増幅型ポジ型レジスト組成物において、本件発明 1 で用いられる特定の感放射線性酸形成剤が周知であたとすることはできないと主張する。しかしながら、決定は、化学増幅型ポジ型ルジスト組成物において、本件発明 1 の式(5)又は(6)で表されるオニウム塩、式(14)で表されるスルホン化合物、式(15)で表されるニトロベンジル化合物、式(16)、(17)又は(18)で表されるスルホン酸化合物が、集積回路製造用の化学知型ルジストに用いる感放射線性酸形成剤として本件特許出願前に既に周知であるとしているのであって、含窒素塩基性化合物を含む化学増幅型レジスト組成物において周知である。そして、含窒素塩基性化合物の含ないから、含窒素塩基性化合物における周知の感放射線性酸形成剤の選択が左右される格別の理由は見当たらなの方にはないから、同告の上記主張は理由がない。

(4) 相違点ウについて

ア 原告は、決定が引用する刊行物9(甲15)に記載されているポジ型感放射線性樹脂組成物は、アルカリ可溶性樹脂を用いる非化学増幅型であり、また、本件発明1で用いない1、2ーキノンジアジド化合物を感放射線性酸形成剤に用いる点で基本的に相違し、構成成分及び露光による反応機構の違い、並びに含窒素塩基性化合物の影響の大きさの違いを考慮すると、刊行物9に含窒素塩基性化合物の効果として保存安定性が記載されているからといって、化学増幅型ポジ型レジスト組成物に含窒素塩基性化合物を含ませることも、その結果として優れたパターン形状やフォーカス許容性という格別の効果を奏することも、いずれも想到することはできないと主張する。

しかしながら、化学増幅型も非化学増幅型も、感光により感放射線性酸発生剤から発生した酸により、アルカリ不溶性となっていた樹脂組成物が、可溶性に変化してパターンが形成される点では一致しているものである。そして、刊行物りには、「アルカリ可溶性樹脂と1、2ーキノンジアジド化合物とからなるポジ型レジストを溶剤に溶解して長期間保存すると、アルカリ可溶性樹脂の劣化および1、2ーキノンジアジド化合物の変質が徐々に進み、感度変化、異物の増加等を起こす問題がある。・・・このような感度変化や異物の発生は、解像度、感度、現像性等のレジスト性能に大きな影響を与え、集積回路作製時の歩留まり悪化の原因となる」(2頁左上欄第2段落)、「〔発明が解決しようとする問題点〕本発明の目的は、・・・長期間または室温よりも高い温度で保存しても、感度変化や異物の増

加がほとんどない保存安定性に優れたポジ型感放射線性樹脂組成物を提供する」 (同頁左上欄最終段落~右上欄第1段落),「〔問題点を解決するための手段〕本 発明は、アルカリ可溶性樹脂100重量部と、1、2-キノンジアジド化合物5~ 100重量部と、アルキルアミン、アリールアミン、アラルキルアミンおよび含窒 素複素環式化合物から選ばれる少なくとも1種類の含窒素化合物の001~5重 量部とを含有することを特徴とする」(同頁右上欄第2段落)と記載されている。ここで、上記1、2ーキノンジアジド化合物は、感放射線性酸発生剤であるから、刊行物9に記載された非化学増幅型ポジ型レジスト組成物においても、感放射線性酸発生剤の一つである1、2ーキノンジアジド化合物の変換によるレジスト性能への悪影響は知られていたのです。 の悪影響は知られていたのであり、刊行物9には、この悪影響を防止するために 含窒素塩基性化合物を加える技術が記載されているのであるから,非化学増幅型ポ ジ型レジスト組成物と同等以上に発生した酸の悪影響が懸念される感放射線性酸発 生剤を含む化学増幅型ポジ型レジスト組成物に上記技術を適用して,感放射線性酸 発生剤の変質を防止しようとすることは、当業者が容易に想到し得ることといわな ければならない。

したがって、原告の上記主張は、採用することができない。 イ また、原告は、刊行物10(甲16)に記載のフォトレジスト組成物 本件発明1とは使用する樹脂が全く相違すること、本件発明1とは、酸解離性 基による封鎖率(置換率)も相違すること、少量の塩基性化合物のレジストへの使 用が開示されているが、レジスト被膜から容易に除去される程度に揮発性である場 合に最も有利であり、そのことにより、その後の処理の間にレジストが完全に感光性にされることも開示されているから、露光時にレジスト被膜中に塩基性化合物が存在することによる積極的な効果を開示するものではなく、塩基性化合物の存在に より優れたパターン形状やフォーカス許容性を示すことは何ら示唆していないこ と、塩基性化合物の具体例が本件発明1で用いられる含窒素塩基性化合物と重複し ているが,その量は,酸の痕跡を中和する程度の少量を用いるにすぎず,本件発明 1における下限値よりも更に少ない量であることを理由に、本件発明1は、従来技 術では達成されなかった優れたパターン形状やフォーカス許容性を達成できたもの

何では達成されなかった愛れたハダーン形状やフォーカス計谷性を達成できたものであり、刊行物10から想到することはできないと主張する。 確かに、刊行物10記載のフォトレジスト組成物は、本件発明1と使用する樹脂が相違するが、刊行物10記載のものも、本件発明1と同様の化学増幅型ポジ型レジスト組成物であるところ、樹脂の相違によって、刊行物10記載の技術事項を適用することが左右される格別の理由は見当たらず、刊行物10には、置数 率に関する記載はないものの,本件発明1における置換率の範囲に技術的意義がな いことは、上記(2)のとおりである。また、刊行物10には、揮発性である場合に最も有利であると記載されているのであって、それ以外の場合に使用できない理由はないから、露光時にレジスト被膜中に塩基性化合物が存在することによる積極的な効果を開示するものではないということはできない。さらに、刊行物9(甲15)の上記アの記載にあるように、非化学増幅型ポジ型レジストではあるが、感放射線 性酸発生剤である1、2-キノンジアジド化合物5~100重量部を含むレジスト 樹脂100重量部当り、すなわち、これらの合計量105~200重量部当り、 窒素塩基性化合物を0.001~5重量部含有させること、換言すれば、1、 全系温室性に占物をも、ものでも3星重的占有させること、換音すれば、「、と キノンジアジド化合物により、アルカリ不溶化されたアルカリ可溶性樹脂を含むレ ジスト組成物100重量部当り、0.0005~4.76重量部の含窒素塩基性化 合物を添加することが公知であるから、この値を参考として、刊行物10に記載された「少量」を、本件発明1に規定される「アルカリ不溶性樹脂100重量部当り 0.001~10重量部」との添加量を設定することは、当業者が容易にし得るこ とというべきである。

ウ 刊行物11(甲17)に記載された感光性組成物が平版印刷版用の樹脂 であることは,原告主張のとおりであり,要求される精細度に差があることが認め られるが、高精細な再現性が求められている点で、両者は目的を一にするものであ るから、両者間で技術を相互に適用する点に何らの困難性は見いだせないことは、 上記(1)のとおりである。そして、刊行物 1 1 の上記(1)の記載によれば、本件発明 1における含窒素塩基性化合物の具体例と重複するアミン化合物を、本件発明1で 規定される添加量と十分重複する範囲内の添加量で含有させることにより,露光後 の感度の安定性が高く、小点の再現性及び調子再現性が優れた感光性平版印刷版に 使用する感光性組成物を提供できることが開示されていると認められるから、同じ く化学増幅型感光性組成物であるポジ型レジストに適用した場合においても、露光

後の感度の安定性の効果が得られることは、当業者が当然に予測し得ることである。

- (5) 顕著な作用効果について
- 原告は、本件発明1における、【請求項1】記載の(1)、(2)及び(3)の3成分の組合せに係る集積回路製造用ポジ型レジスト組成物は、本件特許出願当時の技術水準から、その組合せが当業者に予測し難く、しかも、この組合せが当業者に予測し難く、しかも、この組合が当業者に予測して優れたパターン形状やフォーカス許容性が達成されることは、当業者が利し得ない顕著な作用効果であると主張する。しかしながら、相違点ア~ウにの場合せを困難とする理由も見当たらないから、当業者が予測し難い組合せであるとはできず、その奏する作用効果も、当業者が予期し得ない顕著なものとは認め難い。こ2公報には、本件発明1が採用するフォーカス許容性0、4 μ mののラインアンドスペースに比較し、更に間隔の狭い0、35 μ mのパターンルール(ラインアンドスペース)を採用した場合においても良好なパターン形状が得られることが記載されているが、同記載は、原告主張の作用効果が顕著なものといえないことを裏付けるものである。
 - (6) 以上によれば、原告の取消事由1の主張は理由がないというべきである。
 - 2 取消事由2(本件発明2, 3の進歩性の判断の誤り)について
- 本件発明1と周知技術との相違点ア〜ウについての決定の判断に誤りがないことは、上記1のとおりであるから、その誤りを前提とする原告の取消事由2の主張も、理由がない。
- 3 以上のとおり、原告主張の取消事由1,2はいずれも理由がなく、本件発明1~3の進歩性を否定した決定の判断に誤りはないから、その余の取消事由について判断するまでもなく、本件発明1~3に係る本件特許は拒絶の査定をしなければならない特許出願に対してされたものであるとした決定に誤りはなく、他に決定を取り消すべき瑕疵は見当たらない。
- よって、原告の請求は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決 する。

東京高等裁判所知的財産第2部

裁判長裁判官	篠	原	勝	美
裁判官	岡	本		岳
裁判官	早	田	尚	貴